

私の

育休報告



当会では、2歳未満の子を養育する会員に対し、子の誕生日から2年以内に申請することにより、12か月分（多胎出産の場合は18か月分）の会費免除を行っています。本コーナーでは、当該免除制度を利用した会員の報告書をご紹介します。

No.

42

コロナ禍での妊娠・出産・育児と仕事の両立

女性会員（67期）

妊娠・出産・育児中は、有り難いことに周囲から多くの支援・サポートを受けることができました。

妊娠初期の頃から、新型コロナウイルス感染症の蔓延と体調面での不安があり、早めに事務所に事情を相談して在宅勤務に切り替えてもらい、事務所案件について必ず私以外の弁護士が共同で入る体制にしてもらいました。また、外回りが必要な業務は、全て他の弁護士に代わってもらう等の配慮をしてもらいました。そして、妊娠が判明してからは、万が一に備えて、単独での新件受任（事務所外の案件受任）は全て控えることに決めました。新件不受任による収入面の不安が見込まれる中でこのような決断ができたことも、事務所から変わらずに固定報酬を保障していただいていたからこそだと思います。産前産後の休業中も、事務所内外の弁護士から定期的に連絡をいただいていたので執務内容にキャッチアップすることができ、スムーズに仕事復帰することができました。

妊娠・出産・育児期間中に周囲から頂戴した支援・サポートに、改めて御礼申し上げたい気持ちです。

No.

43

子どもに合わせた働き方へ

男性会員（60期台）

我が家には、今年4歳になる長女と2歳になったばかりの長男がいます。

今年の4月から妻が仕事に復帰し、子どもたちは保育園に通うようになりました。新生活のスタートに夫婦ともに気合いが入っていましたが、既に3分の1くらい休んでいます。新型コロナウイルスの園内感染による休園等や子どもの体調不良が理由です。その都度、予定を見てどちらが休むか決めています。保育園に通うようになれば子育ても少しは楽になるのではないかと甘い期待を抱いていましたが、不規則な事態への対応でとても楽になったとはいえません。

また、保育園は、熱が37度5分以上あると預かってくれません。子どもが休む＝家で面倒を見る大人が必要ですので、そのような事態に備え、最近は極力午前中には期日を入れないようにしています（妻が先に家を出てしまうので休むときは私がとりあえず面倒を見るため）。10年くらい前、期日調整の際、堂々と「子どもを保育園に送っていくので午前中は差し支え。」と仰っていた男性の先生がいて、内心、「？」と思ったことがありましたが、大いに反省です。同じ立場になってその考えを初めて理解することができました。

実はこの原稿を書いている前日も子どもの発熱で急遽仕事を休みました。午後に刑事事件の判決がありましたが、その時間だけ祖父母に預かってもらいました。

数年前、子連れで議会に出席しようとした市議会議員が話題となりましたが、私もいずれ、子連れで裁判に出なければいけない日が来るかもしれません。

（※編者注：本報告は2022年7月に寄稿されたものです）

「早期独立・産休育休明け
弁護士等に関する
経済的支援制度」の案内

出産で弁護士登録を外した方が産休育休明けに再登録し業務復帰した場合を含め、一定の要件を満たした会員に支援金を支給する制度を創設しました。詳細は会員サービスサイトの「届出・手続各種証明等」のページをご覧ください。